

青葉区医師会 訪問介護ステーション

訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス

運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人 横浜市青葉区医師会（以下、「運営法人」という。）が開設する青葉区医師会訪問介護ステーション（以下、「事業所」という。）が行う訪問介護事業及び横浜市訪問介護相当サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 青葉区医師会 訪問介護ステーション
- 二 所在地 横浜市青葉区田奈町13-1 フォレスト1F

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、
また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

二 サービス提供責任者2名（常勤2名）

サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び横浜市訪問介護相当サービス計画書（以下、「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。

三 訪問介護員等の員数

訪問介護員等の員数

常勤（人）	非常勤（人）
3人以上	1人以上

訪問介護員等は訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- 一 サービス提供日：月曜日から土曜日までとし、祝日もサービス提供する。
- 二 サービス提供時間：午前7時から午後11時までとする。

3 前2項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。また、電話等による連絡は24時間可能とする。

（利用料等）

第6条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(訪問介護等の内容及び提供方法)

第7条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 訪問介護等の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 事業所は、訪問介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- 二 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成する。
- 三 前号の訪問介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問介護計画等を作成する。
- 四 サービス提供責任者は訪問介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の訪問介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域

(青葉区) 全域 (緑区) 十日市場町・長津田みなみ台・西八朔・北八朔
(都筑区) 荏田南・荏田東・荏田東町・あゆみが丘・すみれが丘・中川・牛久保町・牛久保
牛久保西・川和町・川和台・見花山・大丸・二の丸・葛が谷・茅ヶ崎南・茅ヶ崎中央
(川崎市宮前区) 全域 (川崎市麻生区) 下麻生・王禅寺・虹ヶ丘

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情・ハラスメントに対する対応方針)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の禁止)

第 13 条 事業所は訪問介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、
又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者
でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議
に基づいて別途定める。

第 15 条 事業所の訪問介護サービスの特徴

事 項	有無等	備 考
訪問介護員等の変更	可能	
訪問介護員等への研修の実施	有	1 ヶ月に 1 回全体研修 ・虐待防止・ハラスメント ・災害時・認知症・マナーと接遇・倫理及び法令 等
訪問介護員等新規採用時の研修	有	・業務継続計画・虐待防止について ・身体拘束禁止について・ハラスメントについて
サービスマニュアルの作成	有	毎年度 更新
従業員の衛生管理	有	年 1 回 健康診断
男性の訪問介護員等	無	
第三者評価の実施状況	未実施	

附則

この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 7 月 10 日から施行する。
この規程は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は令和 5 年 8 月 31 日から施行する。
この規程は令和 5 年 11 月 30 日から施行する。
この規程は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 9 月 12 日から施行する。
この規程は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。